

ビニル系床材

正 誤 票

区分	位置	誤						
本体	表 4	性能項目	種類	単層ビニル床タイル	複層ビニル床タイル	コンポジションビニル床タイル	置敷きビニル床タイル	薄形置敷きビニル床タイル
		種類を表す記号	TT	FT	KT	FOA	FOB	
		加熱による長さ及び幅変化率 %	0.25 以下		0.20 以下	0.15 以下		
		吸水による長さ及び幅変化率 %	-		0.20 以下	-		
		正						
	性能項目	種類	単層ビニル床タイル	複層ビニル床タイル	コンポジションビニル床タイル	置敷きビニル床タイル	薄形置敷きビニル床タイル	
	種類を表す記号	TT	FT	KT	FOA	FOB		
	加熱による長さ及び幅変化率 %	-0.25 以上 0.25 以下		-0.20 以上 0.20 以下	-0.15 以上 0.15 以下			
	吸水による長さ及び幅変化率 %	-		-0.20 以上 0.20 以下	-			
	表 5	誤						
性能項目	種類	単層ビニル床シート	複層ビニル床シート	発泡複層ビニル床シート	クッションフロア			
種類を表す記号	TS	FS	HS	KS				
加熱による長さ及び幅変化率 %	2.0 以下		2.0 以下	0.5 以下				
正								
性能項目	種類	単層ビニル床シート	複層ビニル床シート	発泡複層ビニル床シート	クッションフロア			
種類を表す記号	TS	FS	HS	KS				
加熱による長さ及び幅変化率 %	-2.0 以上 2.0 以下		-2.0 以上 2.0 以下	-0.5 以上 0.5 以下				

高分子系張り床材試験方法

正 誤 票

区分	位置	誤	正								
本体	表 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験片の寸法 (長さ×幅) mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防炎性試験</td> <td>製品全形</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験片の寸法 (長さ×幅) mm	防炎性試験	製品全形	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験片の寸法 (長さ×幅) mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防炎性試験</td> <td>220×400</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験片の寸法 (長さ×幅) mm	防炎性試験	220×400
	項目	試験片の寸法 (長さ×幅) mm									
防炎性試験	製品全形										
項目	試験片の寸法 (長さ×幅) mm										
防炎性試験	220×400										
	図 8	正									
		正しい図を下記に示す。									
		<p>(訂正箇所)</p>									

ビニル系床材 解 説

訂 正 票

位 置	誤	正
	(正)	
4.3 b)	<p>2)に下記を新たに挿入し，細目箇条 2)～7)を，3)～8)に繰り下げる。</p> <p>2) 旧規格では，品質（性能）として退色性，滑り性，摩耗性，層間はく離強度，キャスト性，柔軟性及び電気的特性の7項目が掲げられ，その性能は受渡当事者間の協定とし，これらを適用する場合の試験は，JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）によることと規定されていた。</p> <p>しかし，今回の原案作成委員会では，製品の規格として試験方法だけを規定し，性能値を規定しないのは，製品認証制度への対応の観点から望ましくないのではないかと意見があり，議論の結果，これら7項目については，除外した。ただし，これら7項目は，使用者側の要求レベルが様々であるなどの理由から性能値を一律に定めるのは困難であるものの，いずれも重要な性能である。特に，滑り性は，使用者の日常の安全性に影響を及ぼす性能項目である。したがって，これら7項目は，この規格では規定されていないが，使用者側から要求があった場合など，生産者側は協議に応じることが望ましい。</p> <p>なお，これに関する試験方法はJIS A 1454がある。</p> <p>参考 JIS A 1454は，一部の項目の見直しを行い平成22年10月20日付で改正されている。</p> <p>3) 残留へこみ率を残留へこみ量に変更し，床材の種類ごとの規格値を規定した [解説の箇条 3 d)参照]。</p> <p>4) 置敷きビニル床タイルの反りについて，温度 35 °C の規定を削除した。また，下反りの規定値を変更した [解説の箇条 3 e)参照]。</p> <p>5) 耐汚染性の評価結果を明確化するために，“著しい色の変化及び光沢の変化があってはならない。”と変更した。</p> <p>6) 発泡層のない床シートの残留へこみに関して，規定を明確化するために，二つの試験方法から，試験方法 A 法だけの規定とした。</p> <p>7) 発泡タイプの床シートの識別のため，床シートの規定項目として，密度を追加した。</p> <p>8) 床シートの種類の変更に伴って，旧規格と整合するように，規定項目ごとに規定値を設定した。</p>	

訂正票とは，規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 23 年 7 月 1 日作成